

29 自己株式の低額取引の矛盾とは？

Q グループ内で所有する株式を発行会社に低額で譲渡し、あるいは高額で譲渡しても、株主である親会社には課税関係は生じないのでしょうか。

A グループ法人税制では、発行会社への株式の譲渡による対価の受取りは、株主が出資資産を取り戻す資本等取引と位置付けています。グループ内の資本等取引では、譲渡損益を認識しないのがグループ法人税制の原則です。

100%親会社が所有する株式が100株とすると、子会社への譲渡株式が1株であっても50株であっても、100%親子関係には変化が生じません。つまり、株式併合と資本の払戻しをしたのと同様の結果を生むのが自己株式の買取りです。

しかし、幾つかの矛盾が生じてしまうのも事実です。

譲渡する株式数が自由に決定できるため、親会社の手元に残る子会社株式の簿価は、譲渡する株式に応じた差異が生じてしまうのです。極端には1%の株式を譲渡し、子会社の99%の純資産を対価として受領してしまうことも可能です。その後、残った株式を第三者に譲渡すれば、残った出資簿価相当額の譲渡損が計上可能になってしまいます。

さらに、グループ内に2社の親会社が存在し、各々が50%の株式を所有する場合はこの理屈では説明できません。一方の株主のみが、低額譲渡すると株主間で持分割合の移動が生じるからです。

子会社株式は、グループ内であっても、子会社以外に譲渡すれば、資本等取引ではなく、民法上の譲渡として譲渡損益が生じます。子会社出資簿価を自由に決定できる結果、譲渡損を創り出すことができてしまうのです。

グループ内であれば、資産と資本の部の移転を自由に認めたのが、グループ法人税制ですが、子会社株式は、資本金等のマイナス項目にも譲渡原価にもなるため、このような矛盾が生じています。

(白井 一馬 (税))

自己株式の低額取得における発行会社の課税関係は？ 30

Q グループ内で自己株式を低額で買い受けた場合、あるいは高額で買い受けた場合でも、発行会社自身には課税関係は生じないのでしょうか。

A 発行会社では、資本等取引について、寄附金や受贈益は認識しません。仮に、現物出資で1億円の土地を受け入れ、10万円の新株を発行しても、発行会社に受贈益課税は行われません。

したがって、株式発行と逆の取引である自己株式の取得が、低額取得や高額取得であっても課税関係は生じないことになります。

グループ外の株主からの低額取得では、租税回避行為として行われた場合には、損益取引と抱合せで行ったとして、受贈益が計上される余地があります。

この点に関しても、寄附による利益移転が可能なグループ法人税制では、受贈益課税は行われえないとの理解です。

(白井 一馬 (税))